

物価高騰対策給付金 【住民税非課税世帯】 (3万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対策給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税非課税世帯 に対して給付されます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の給付額

1世帯あたり **3万円**

給付金の給付時期

北本市が確認書を受理した日から
3週間後が目安です。

給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和6年度
「住民税非課税」の世帯

令和6年1月2日以降に北本市に転入
し、世帯全員が令和6年度
「住民税非課税」の世帯

北本市から
確認書が届きます(要返送)

申請期限: 令和7年5月30日(金)まで

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限: 令和7年5月30日(金)まで
【申請書配布先】北本市役所、北本市ホームページ

詳しくは裏面「II」へ

給付手続きや給付要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の給付手続き

I 令和6年度住民税非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、北本市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 令和6年12月13日を基準日として判定します。
- 中身を確認して、北本市に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養家族のみで構成されている世帯ではないこと

※税情報が変更され、住民税非課税世帯ではなくなった場合はお申し出ください。



II 転入世帯または世帯の中に転入者がいる世帯

令和6年1月2日以降に北本市に転入した世帯や、世帯員の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は北本市役所で配布または、北本市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。



◆子ども1人あたり2万円の給付について◆

- 本給付金の対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人あたり2万円の加算給付が予定されています。
- 3万円が入金された口座に対し、後日改めて入金いたします。
- 給付日は、給付決定通知にてお知らせいたします。
- 新生児、児童扶養手当給付事務における「別居監護」の手続きをしている世帯、別世帯の子どもを扶養している場合は北本市ホームページをご確認ください。

お問い合わせ

北本市共生福祉課 経済対策給付金担当 ☎048-590-5566

受付時間 平日9:00～17:00（土日祝を除く）

〒364-8633 北本市本町1-111

